

平成二十年四月十六日(水曜日)

経済産業委員会議録

○片山委員 G7が先週末行われたわけですが、国際金融市場に最も影響を与える会議でございます。

実は、今を去ること十六年前のG7に、私、初めて政府の代表団の一員として出張しまして、女性がその辞令をもらったのは初めてだったんですね。物すごくうれしくて、はっきり言って主計官になったときよりもうれしくて、なぜ笑いが出るのがわかりませんが、その当時のG7の声明の与えた影響はすさまじかったですよ。

G7が声明を出すことによって、為替、金利、そして株式市場、いい方に動かさなきゃ意味がないんですね。それで、今般、二月のときもちょっとそんなようなことを申し上げたんですけども、我が国の場合、週明け、東京市場は全面安になってしまった。そして、円高も進んで百円を切るような勢いもあった。

G7の声明について私も見させていただいたし、担当の方には丁寧に御説明をいただいたわけで、いろいろな意味で非常に努力はされているわけですよ。ただ、各国が、財政的なあるいは国内政治的な制約を抱えてなかなか動けないということもわかるんですが、やはり共同歩調に対するメッセージがもう一歩、二歩踏み込んでいないと、そこはやはりマーケットは反応しないのかなというふうに思っておるわけで、これは為替の部分と各国の行動の部分と両方があるわけですが、まず第一に、今回のG7における主な成果、財務省に伺いますが、どのようにお考えか。

さらに、米国において公的資金の金融機関への資本注入という議論がある。これは、米国において大統領選を控えて非常にコントロールな議論ですが、日本においては、過去の経験、十二兆円も投入した我が国で、最初のうちは非常に苦労したわけですが、結局、これをやらないと底が割れないということでございまして、ある程度の示唆を行ったやに聞いておりましたが、G7では日本からどのようなことを主張され、結果的にでき上がった文章としてどのような意味合いになっているのか、まずこちらから伺いたいと思います。お願いいたします。

○中尾政府参考人 先生、どうも、G7についてお聞きいただきありがとうございます。私も、G7、今先生がおっしゃったときに御一緒させていただいて、非常に御指導を賜ったことをよく覚えております。

今回のG7でございますけれども、成果としては、世界経済は全体に引き続き困難な時期に直面している。特に、最近の成長率は下方修正してきておりますけれども、また、金融市場が一層の混乱を来しているような状況において持続的な成長を回復するためにどうしていったらいいのかということで、G7各国は必要に応じて、ここは声明のとおりでございますけれども、個別あるいは共同して適切な措置を講じていくということをしっかり確認しておるわけでございます。

それから、最近の金融混乱に対する措置として、G7が一緒につくって金融庁なんかも入っておる金融安定化フォーラムというのが国際的な仕組みとしてございますけれども、そこで出しました最終報告について、迅速な実施を図っていくということで関係の協力の努力を要請し、また百日以内にこういうことをとってほしいというようなことも明確にしておるわけでございます。そういう成果があったのではないかと思います。

それから、先生のお尋ねの第二の点でございますけれども、公的資金の投入について、これは額賀大臣が非常に御関心のあるところでございまして、九〇年代の金融危機の発生、我が国におけるいろいろな経験を踏まえて、金融機関の損失の開示がおくれて、最終的には公的資金による資本注入を行うことになってしまった。それでようやく信認が回復できたというようなことがございましたので、こういう日本の経験については、二月のG7の際、これは日本の議長で東京でやりましたけれども、ここで相当明確に言いまして、二月のG7の際には、市場の信認を回復するには、金融機関の損失を早期に確定、開示し、必要に応じて資本増強を行うことが重要であるということが明確に日本の議長のもとで入ったわけでございます。

今回の混乱で大きな損失を出した欧米の主要金融機関は、去年の秋ぐらいからそうでございますけれども、資本注入というものについて相当一生懸命やってきておりまして、開示も特にアメリカの方では進んでおると思います。

それから、アメリカでは、投資銀行である証券会社のベア・スターンズをJPモルガンが買収して合併するという措置に対して、FRB、中央銀行から相当の資金支援を行うなど、実質的に公的関与を非常に強める措置が講じられているということでございまして、これなどもG7の合意に沿っているような内容ではないかと思います。

日本からどういうことを言ってきたかということですが、そういうことで日本の経験を示してきてはいるわけですが、いろいろな対処の方法がございますので、今FRBがやったようなことも含めていろいろな公的関与の拡大の仕方ということがあの中で、今回のG7でも、各国がそれぞれの状況に応じて適切に対応していく必要があるということが合意されたということでございます。

○片山委員 ありがとうございます。

実は、私、けさ欧州最大の金融機関、今欧州の金融危機の一つの焦点と言われている金融機関ですが、この名誉会長さんとブラックファストミーティングをいたしまして、今、ウイ・アー・イン・ヒストリカル・クライシスかというふうに聞いたんですよ。そのときに彼が言ったのは、クワイトシリアスではあるけれども、グローバルディザスターじゃないという認識を非常にはっきり言ったんですね。ところが、新聞紙面では、その金融機関及び二、三のところ、まだ今回の資本増強では足りないということが非常に大きく喧伝されているわけで、米と欧でかなり危機感が違うのかなということを感じたわけでございます。

また、過去の日本の金融機関の初期の公的資金の注入の経験を引きますと、金融機関自体は民間企業ですから、公的資金の注入は初めは絶対に手を挙げません。なぜかという、当然のことですが、金を出されたら口を出されるからですよ。

私、当時銀行局にいたんですが、我々は何をやったかという、奉加帳を回したんですね。非常に評判が悪かったです。しかも、資本の額は不十分、一番底が出て、二番底が出て、三番底が出て、泥沼になるという非常に悪い状況を経験して、最後の最後で終わるまでに数年間を浪費したわけですが、どうも私、深読みいたしますと、米欧の当局はこの辺がわかっているのかなということが、今回のFSFの提言も含めてG7の報告書を読むとそういう感じがするんですよ。

なぜかという、一時、今回のG7前には、サーキットブレーカーで時価評価をとめたらどうかというような議論まで出たんですね。これは、日本でも時価評価をおくらせるという議論を亡くなられた大原一三先生がなさって、冗談でしょう、マーケットエコノミーから退場するのと言ったんですけれども、それは一部やったんですけれども、これを、市場経済はおれたちが本家だと言っている人たちもちゃんと言うところ、やはり似たような発想を危機になるとするのかなと思ったわけなんです。結局、そういうことは全くなくてきちりと厳密に時価評価する。それも百日以内にやるわけですね。といったら七月ぐらいですよ。しかも、第二次のバーゼルのコンコルダットですか、金融機関の自己資本規制を厳格にしていってきちんとするというわけですよ。

この二つをやっていったら、どう考えたって、幾つかの金融機関は第二次資本増強が必要な状況になり得ますよね。それはまたマーケットや経済にある程度のインパクトがあるとは思いますが、その辺も含めて、金融機関側の危機意識が、対応がどうだったのかという問題と、サブプライムに始まる世界の信用不安の問題について、今回のG7では全く終わっていないと思うんですよ。

つまり、百日規制というのを記してしまったということは、その百日規制が切れるときにどういう状況になるのかというのをある程度見ながら次の手を打っていかないと終わらないと思うんですが、ちょうどその前ぐらいに、世界信用不安の問題ということだけではないでしょうけれども、六月、G8は大阪でやる。洞爺湖はサミットですけども、G8財務大臣会合は大阪でやるということで、このあたりの問題も踏まえて、G8財務大臣会合の議長国としての所感を政務官に伺いたいと思います。よろしく願いいたします。

○宮下大臣政務官 お答えをいたします。

六月に行われますG8財務大臣会合の議題につきましては、まだ詳細は固まっていないところではございますけれども、大きな柱としては、世界経済の問題、途上国を中心とする開発問題、また気候変動問題が大きな三つの柱になるのではないかなというふうに考えております。

また、御指摘のサブプライム問題に始まります世界の信用不安等についての対応につきましても、もちろんこの世界経済の課題の中で議論されることになろうかと思えますけれども、特に大阪のG8財務大臣会合におきましては、先生御指摘の金融安定化フォーラムが四月十一日に発表しました最終報告、この実施が、特に緊急度が高いものについては百日ということがございますので、六月というとまだそのちょっと手前ではございますけれども、この最終報告の実施に係る進捗状況がどうなっているのか、これが報告されることになろうかと思っております。特に、迅速に実施すべき四項目を挙げておりますけれども、これについてフォローアップをしていくということになろうかと思えます。

こうした世界経済が直面する諸課題への対応につきまして活発な議論が行われまますように、G8の財務大臣会合の議長国として最善を尽くしてまいりたいと考えているところでございます。

○片山委員 宮下政務官、大変お忙しいところお越しいただいて、大変ありがとうございました。

次に、関連で、為替につきまして伺いたいんですけども、為替については、今回、プラハのG7以来七年ぶりに若干の言及があったわけでございます。一応、主要通貨について、時として急激過ぎる、急激な変動があるという文章が入ったわけですが、しょせんそこまでであったということと、その後のマーケットの動きとして余り大きな動きがなかったわけですね。

今の状況というのは、ドル独歩安というか、ドルが丸裸状態になっている状態というか、円については、ほかのアジア通貨等も考えるとまだアンダーバリューという見方もあるわけですが、現実には、我が国経済を考えると、今の通貨レートは、我が国の経済運営にとって非常に重要というかシリアスな問題ではないかと思っております。

そこで、今後もこのような状況が続く場合に、米国当局はよくそういう疑念をかけられるわけですが、今の状況のドルがファンダメンタルズを反映しているというふうにアメリカは本当に考えているのか。

記者会見等では、強いドルがアメリカであるということを繰り返して言うわけですが、それに伴った行動をとっているとは思えない節があるわけでございまして、その辺について、一部では、IMFにファシリティーをつくってでもドル買い、円売り、ユーロ売りの介入を行うことによって、ドルの暴落をはっきり言って抑えるべきタイミングにいつか来るのではないかというような、それは実際に、本当に一定のレベルを超えてしまつたらあり得るということを考えるわけです。

そのあたりについて、ドル防衛に対する米国及び日本の姿勢をどのように、日本の姿勢の場合はどうであるかということですが、お伺いいたしたいと思います。

○中尾政府参考人 お答えいたします。

先生御指摘のとおり、為替相場、最近急激な動きがございますけれども、アメリカの当局は米ドルについて、強いドルは米国の国益にかなうということを繰り返して表明しておるところでございまして、これを受けて、G7においても、前回の会合以降、主要通貨において時として急激な変動があり、我々はこれらが経済及び金融の安定に与える影響について懸念しているということ、今先生おっしゃったようにはっきり表明しておるわけでございます。我々は、引き続き為替市場をよく注視し、適切に協力するということをはっきり言っているわけですし、我が国を含めたG7として、このようなことで対応してまいりたいと思っております。

○片山委員 通貨の問題は非常にお答えしにくいところをぎりぎりお答えいただいて、ありがとうございました。

また、こういう状況になってくると、翻って、やはり日本、アジアへの期待が国際経済の中で非常に強いわけでございます。当然、米欧の方は傷んでおりますが、我が国経済も、原油の高騰、材料の高騰、円高で、かといって非常によくはないわけで、内需は相変わらず弱くて、輸出の方も、前クォーターはそうではなかったですけども、――三月期は恐らく下がっているのではないかと思われるわけでございます。

四月四日に成長力強化への早期実施策というのをおまとめいただいたわけでございます。党の方からもいろいろ意見を申し上げたわけですし、二月の末には、中小企業対策の申し入れというときに、私も委員長の金子先生と一緒に官邸に行かせていただきましたが、総理も、これからの景気は目が離せないので切れ目なくやっていく話だねとおっしゃっておられました。今回の早期実施策の中で、経済産業省としては何が有効で何をしっかり実施していくというお考えなのかということをお伺いしたいと思います。

○甘利国務大臣 原油、原材料高あるいは円高、サブプライム問題を中心とする米国発の世界経済の下振れリスク、こういった環境の中において国内経済をしっかりと下支えしていくということが求められているわけでありまして、先月、三月十一日に、総理から早期に具体化できる経済対策、施策を検討するように指示があったわけがあります。その際に、新たな財政出動や政府による需要の積み増しは行わない、そういう前提で、経済対策、前倒しできるものについて早急に洗い出して前倒して実施するようにという指示があったわけがあります。

そこで、経済産業省といたしましては、四月四日でありますけれども、経済対策閣僚会議において決定をされた成長力強化への早期実施策に基づく我が省としての案件、例えば、地域力連携拠点の三百カ所の整備というのがあります。これをできるだけ早急に行う。それから、中小企業の経営効率改善のためのIT経営導入という項目がございますが、これを加速する。それから、先ほど可決をいただきました農商工連携、これを、法案が通り次第迅速に進めていくために先行事例集というものを発表し、体制をとっていくということ等々、中小企業の体質強化であるとか地域経済の活性化につながる施策の実行を中心に、成長力強化に向けて万全を尽くすということを行ったわけがあります。

いかんせん、新たな財政出動があるわけではないということが前提でございますから、新味に欠けるとかいう御指摘もいただいておりますが、そういった制約の中で、できるだけ前倒しでやれる項目を洗い出したということでございます。

○片山委員 ありがとうございます。

年度末明けぎりぎりであり、かつ税法がまだ審議中ということをお考えますと、本当に精いっぱい御努力をいただいたというふうに思っております。

いずれにしても、財政危機はあるわけで、それも過度な財政危機が我が国にはあるわけで、今後本格的な内需振興に向けた対策をつくっていく上で、財政出動の追加というのはほとんど見込めないというか、見込むのは難しいわけでございます。

そういった中で、私ども、実は国内に余っている豊富な資金、場合によっては海外にも今過剰な流動性がございまして、これを何とか内需振興に活用できないかということを実際に検討し始めておりました。去る三月の末に、私どもの党の国家戦略本部の本部長は福田内閣総理大臣であります。に御報告した上、内需振興ナショナルプロジェクト特別委員会というのを立ち上げさせていただいたところでございます。

こういったお話は前の金融危機のときにも若干あったんですが、それはPFIという形で一定の効果を今でも上げているわけですが、今回はそれにとどまるわけではなくて、非常に大型のパブリック・プライベート・パートナーシップですね。

既に国内でも民間が自発的にインフラファンドのようなものを日本でも立ち上げておりますし、海外にもそういった例は多々あるわけですが、これに競争力強化であるとか地域活性化であるとか都市の再生、あるいは中央と地方の格差是正、農山漁村の振興などといった政策目的をきちっとつけた上に、いろいろなものを一つの総合的なプロジェクトといたしまして、かなり大きな規模のものにまとめ上げ、全体として各種の事業を、全体としてですね、一つ一つのものはマイナスのものもプラスのものもあっても、さらに政策を総動員し、特区などと組み合わせることによって相乗効果を上げてキャッシュフローを生み出せるのではないかと、こういった絵を考え、具体的にやっていくということで委員会を立ち上げたところでございます。

一般論として、このような豊富な資金を活用する、民間にできることは民間に結構なんです。往々にして、我が国の経済のビヘービアとしては、公的なものが出ていかないと民間が出ていかないことは今までもずっと経験しておりますので、大臣の御所見というか、御認識を伺えればと思います。

○甘利国務大臣 内需振興という観点から、我が国の有する約千五百兆円の個人金融資産であるとか巨額の海外の資金を活用するために、官民の協力によりまして、大型のPPP、パブリック・プライベート・パートナーシップの立ち上げを検討することは意義あることだというふう考えております。

PPPは、公共サービスの民間開放の取り組みであり、民営化、PFI制度、指定管理者制度、アウトソーシング、市場化テスト等、幅広い取り組みを含むものであります。これを内需振興に役立てるためには、どのような魅力的なプロジェクトを見つけるか

に加えて、ファイナンス手法であるとか政府の関与のあり方等が問題となると考えられるわけであります。

例えば、現在PFI制度を活用した事例といたしまして、埼玉県や愛知県の工業用水道事業における浄水場の施設の改築事業がございます。

今後、官民が協力をして何を進めることができるかについて、幅広く検討を行ってまいる所存であります。

○片山委員 ありがとうございます。

経済一般、産業一般のゼネラルな立場から、今後とも御示唆、御支援をいただきたいと思っております。

もう一つ、民間にできることは民間に、官が役割を果たせることは官にで、PPPなわけですが、やはり民間の設備投資、輸出が引っ張ってきた今のところの景気なわけですが、設備投資が今回の輸出の陰りによってやや低迷するのではないかという状況が考えられるわけがございます。

今般、アメリカにおける景気対策では、設備投資の促進の加速度償却を導入されているんですが、私が見ますところによると、我が国でも、加速度あるいは部分的な即時の償却。さらにそれに加えて、二十年度の税制改正でも党の方で大分議論をしてしっかり書き込んでいただいたわけですが、海外子会社利益の国内還流ですね。海外子会社にたまっている利益、数兆円とも言われておりますが、国内還流促進のための税制、要するに軽課ですね、受け取り配当の軽課あるいは免除を行っていただければ、かなりこれは投資や内需の拡大に資するのではないかというふうに考えておりますが、両方あわせて伺いたいと思っております。

○鈴木政府参考人 お答え申し上げます。

先生御指摘のとおり、アメリカにおきましては、景気刺激の一環といたしまして、設備投資を促進するため、一定の資産につきまして初年度に取得価額の五〇%の減価償却を認める等の措置を講じているところでございます。

減価償却制度につきましては、我が国におきましても、平成十九年度税制改正におきまして二五〇%定率法の導入等の抜本的な見直しというものを行ったところでございます。

さらなる加速度償却の導入につきましては、設備投資の促進によります景気拡大効果というのも当然期待される一方で、厳しい財政事情にも配慮する必要があるかと思えます。このため、平成二十年度の改正におきましては、中小企業の設備投資、IT投資、省エネ投資、それから農商工連携を促進するための設備投資等の重点分野に絞りまして、特別償却等の設備投資減税の拡充、延長等の措置を講ずることとしております。

政府といたしましては、こうした措置を盛り込んだ税制改正法案の早期の成立をぜひお願いしたいと考えているところでございます。

それから、国内還流の点でございますけれども、平成二十年度与党の税制改正大綱におきまして、外国税額控除制度につきまして、海外子会社利益の国内還流を促進すべきであることも勘案して、そのあり方を総合的に検討するというふうにされております。

経済産業省で実施いたしましたアンケート調査等によりますと、約半数の企業が、海外子会社から国内へ還流した資金を設備投資、研究開発に充てるというふうに回答しているところでございます。

本件につきましては、まずは諸外国の制度、そして経済産業へ与える影響等を事務的に鋭意勉強しておるところでございます。

○片山委員 ありがとうございます。米国におけるパッケージ措置では、この加速度減価償却が五十万人の雇用創出とうたっております。まあ、どう計算をしているのかわかりませんが。

きめの細かい重点政策ごとのものもよろしいんですが、年央、年後半にかけて我が国経済がそういった状況に陥る可能性があるというときには、やはり経済産業省も含めて、経済産業省が音頭をとって、経済界とも合従して、より果敢な措置をぜひ御提言いただくような検討をお願いしたいと思います。

あと五分を切りましたので、きょうはちょっと国土交通省をお呼びいたしまして、山本政務官、本当にお忙しいところありがとうございます。

実は今、内需及び国内成長率を云々しているいろいろな要素の中に、去年の後半から建築確認の問題があるということは、これはやはり現実として否めないわけでございます。これは部会でも委員会でも、私自身も住宅局長さんに何回もお伺いしております。

逐次、いろいろと進捗があることも聞いているわけなんですけど、にもかかわらず、最近、全国団体からも、また私の地元の団体からもまだ不十分であるという声が上がってきておるとい現実がございます。

私は選出が静岡県でございますが、一月から二月にかけて、ようやく住宅着工の戸数が対前年度でマイナスからプラスにはなりました。確認の件数の方は、まだマイナス四%、これは全国平均でもマイナス五%ということでございます。

この制度がそもそも始まる前には、国土交通省さんの方から、ソフトウェアが年内には、あるいはもうちょっと早い時期だったような気もするんですが、できるから大丈夫だ、現場の混乱はそんなない、わかるよというお話があったわけでございますが、それがだんだん延びまして、今、二月にNTTデータのができたんですかね、一つ。ただ、それはまだシェアが非常に小さいと。

これを全面更新して新しく買うと百五十万円かかるんですが、補助が出て、建築設計事務所でそんなものはそんなに買えないのであって、ということになると、シェアが高いところのものはまだできていない、このあたりがどういうふうになるのか、どうしていただけるのかということ、それから、構造設計の技術者自体が足りないという、これはある程度フェータルな問題があって、これでは要するにリードタイムが全然短くならないのではないのか。

このあたりの改善策について、どのようにお考えかということをお伺いしたいと思います。

○山本(順)大臣政務官 片山委員にお答えいたします。お呼びいただきまして、まことにありがとうございました。

姉齒事件、構造計算偽装事件で、御案内のとおり、建築基準法改正、その中で、大臣プログラム、これを認定し直さなければならないということになりました。

御案内のとおり、NTTデータは大臣認定されたところでございますけれども、それ以外であります、指定性能評価機関、これは財団法人の日本建築センターというところでございますけれども、そちらで構造計算プログラムの大臣認定に関する性能評価を受けているのは、現在四社あると承知をいたしております。

これら四社の構造計算プログラムの開発が進むとともに、指定性能評価機関において的確に審査が行われ、国土交通大臣の認定申請がされた場合には速やかに手続を進めるように現在努力をしておるところでございます。

なお、後段の技術者の件でございますけれども、これは担当の政府参考人が参っておりますので、そちらの方からお答えいたします。

○小川政府参考人 お答えをいたします。

技術者の絶対的な不足といった点については業界の方からも多々指摘をさせていただいておりますが、平成二十年の予算において、こういう技術者の基本的な研修といったものについて取り組みたいというふうに考えております。

また今回、姉齒事件に関しまして、建築士法の改正をいたしております。その中で、構造一級建築士という制度を、これはこの十一月の末から発足されるわけでございますが、それを目指しまして、専門家の方々の研修、これを都道府県単位で取り組んでいきたいというふうに考えております。

○片山委員 もともと難しいので、なかなか即効性というのはあれなんですが、今現在検討中のプログラムについてはできるだけ早い認定をお願いいたしまして、質問を終わります。

どうもありがとうございます。

○東委員長 これにて片山さつきさんの質疑は終了しました。